

清水町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年清水町条例第2号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>意志能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第10条 町長は、印鑑登録者について、次の各号の一に該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>意志能力を有しない者となったとき。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第10条 町長は、印鑑登録者について、次の各号の一に該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。